**（岡山市参考例）**

関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 申請するサービス種類 | 居宅介護支援事業・介護予防支援事業 |
| 当~~事~~業所は、事業の運営に当たって、市町村はじめ地域における保健・医療・福祉の各関係機関との密接な連携がより質の高いケアマネジメントの提供に必要不可欠であると認識し、下記のとおり各関係機関と連携を図る。    １　関係市町村等との連携の内容  （１）サービス提供前の受給資格の確認  　　居宅介護支援・介護予防支援事業を行うにあたり、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間の確認ができない場合は、被保険者の同意のもと関係市町村に確認のうえ支援する。  （２）居宅（介護予防）サービス計画の作成等  　　居宅（介護予防）サービス計画に基づいて提供された介護サービスに対する利用者からの苦情があった場合で、必要があると認められるときは、関係市町村への連絡等を行う。  （３）利用者に関する通知  　　被保険者に対して関係市町村から通知があった場合には、同意のもと内容を確認し、必要があると認められるときは、関係市町村への連絡等を行う。  （４）事故発生時の対応  　　事故発生時は、速やかに関係市町村に連絡等を行う。  （５）地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議等に参加し、専門的な見地から意見を述べる。  ２　他の保健医療・福祉サービス提供主体との連携内容について  （１）サービス提供困難時の対応について  　　利用申込者に対し適切な居宅介護支援・介護予防支援を提供することが困難である場合には、他の保健医療・福祉サービス提供主体との連携を行う。  （２）指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者等との連携について  　　利用者への適切なサービスが提供できるようにサービス担当者会議等において連携を行う。  （３）介護保険施設等との連携について  　　居宅において日常生活が困難な利用者に対して、介護保険施設への入所が必要な場合、紹介、その他の助言をし、施設より退所しようとする者に対し、在宅の生活に円滑に移行できるよう、各関係機関と早期に連携を図り、支援する。  （４）事故発生時の対応  　　事故発生時は適切な対処が行えるよう、連絡調整する。  ３　その他参考事項  他の指定居宅介護支援事業所、サービス提供事業所及び関係市町村とは、連絡会議等を通じて協働体制を築いていく。 | |

※項目や内容は、記入参考例です。事業所の特色や地域の実情に応じて、具体的に記載してください。